

**令和4年度税額の計算例**

市街化区域に180平方メートルの住宅用地(評価額1,200万円)を所有し、床面積110平方メートルの住宅(評価額900万円)を令和3年に新築した場合(前年度課税標準額などは表4のとおり)

(1) 令和4年度固定資産税課税標準額と軽減税額

**【土地】** 負担水準が100%未満なので、評価額に表1の特例率(6分の1)を乗じ、表2の下段算定式で計算します。

課税標準額は

$$180万円 + (1,200万円 \times 1/6 \times 5\%) = 190万円$$

**【家屋】** 課税標準額は評価額と同額の900万円です。床面積が120平方メートル以下のため、全額が2分の1の減額措置の対象となります。(表3を参照)

軽減税額は  $900万円 \times 1.4\% \times 1/2 = 6万3,000円$

(2) 令和4年度都市計画税課税標準額

**【土地】** 負担水準が100%以上なので、評価額に表1の特例率(3分の1)を乗じ、表2の上段算定式で計算します。

課税標準額は  $1,200万円 \times 1/3 = 400万円$

**【家屋】** 評価額=課税標準額です。

課税標準額は**900万円**

したがって、年税額は表5のとおりです。

**表4**

前年度固定資産税課税標準額	180万円
固定資産税の負担水準	90%
前年度都市計画税課税標準額	400万円
都市計画税の負担水準	100%

**表5**

区分		固定資産税	都市計画税
課税標準額	土地①	190万円	400万円
	家屋②	900万円	900万円
	合計③(①+②) (千円未満切り捨て)	1,090万円	1,300万円
税率④		1.4%	0.3%
算出税額⑤(③×④)		15万2,600円	3万9,000円
軽減税額⑥		6万3,000円	—
年税額⑦(⑤-⑥) (百円未満切り捨て)		8万9,600円	3万9,000円
年税額		12万8,600円	

**固定資産価格の縦覧などを行います**

**土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

固定資産税の納税者(土地・家屋の所有者)が、町内のほかの土地・家屋との価格(評価額)の比較ができるように、令和4年度の土地・家屋の価格などが登録されている「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり縦覧します。

■ **期間** 4月1日(金)～5月2日(月)(土曜日・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

■ **場所** 税務課窓口

■ **手数料** 無料

- **縦覧の対象**
- ▽ 土地の所有者は、土地の所在、地番、地目、地積、価格が記載された「土地価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
  - ▽ 家屋の所有者は、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格が記載された「家屋価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。

- **必要なもの**
- ▽ 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
  - ▽ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることを確認できるもの(運転免許証など)

**固定資産課税台帳の閲覧**

固定資産課税台帳の納税者本人に関する部分は、いつでも閲覧できます。借地人・借家人なども閲覧できます。

■ **期間** 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分

■ **場所** 税務課窓口

■ **手数料** 200円 ※ 縦覧期間内(4月1日～5月2日)は無料

- **必要なもの**
- ▽ 納税者本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
  - ▽ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
  - ※ 借地人などの場合は、その権利を示す書類(賃貸借契約書など)も必要です。

**令和3年度審査申出について**

令和3年度の評価替えにより価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴い、措置対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15か月を経過する日までの間においても審査申出をすることができます。

■ **問い合わせ先** 税務課固定資産税係 ☎(48) 1111(内1109・1110)

